

# 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

S · O 生

## 閣令

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### ◎閣令第十二號

(參照)

重要産業指定規則申左ノ通り改正ス

昭和十六年十月三日 閣令第二十六號重要産業指定規則抄

昭和十七年四月八日

錄

内閣總理大臣 東 條 英 機

重要産業團體令第二條ノ規定ニ依リ同令ヲ適用スベキ重

「造船事業」ヲ 「造船事業」(朝鮮及臺灣ニ於ケル地方鐵道事業及軌道事業) 當該事業ヲ含

要産業ヲ定ムルコト左ノ如シ

ム)ニ改ム

(左記略ス)

法 令

勅令

昭和十七年四月十五日

勅令第四百二十三號

重要産業團體令中左ノ通改正ス

第五十二條ノ二 第五十一條第一項、前條、第五十三條第

一項第二項、第五十四條及第五十五條ノ場合ヲ除クノ外

本令中主務大臣又ハ所管大臣トアルハ地方鐵道事業及軌

道事業ノ統制會ニ關シテハ鐵道大臣トス但シ第二十四條

第二十七條、第三十三條、第三十四條第一項（會計ニ關

スル場合ヲ除ク）及第五十一條第二項中主務大臣又ハ所

管大臣トアルハ軌道事業ニ關スル事項ニ付テハ鐵道大臣

及内務大臣トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

例 記

鐵道省告示第一號  
内務省

昭和十七年三月 鐵道省令第一號第二條ニ依リ準用スル陸運  
統制令施行規則第十八條第三號ノ輸送用物資ヲ左ノ通指定

ス但シ軌道ニ所屬セルモノ及所屬セシモノニ限ル

昭和十七年四月十日 鐵道大臣 八 田 嘉 明

内務大臣 湯 澤 三 千 男

一 軌條（三米未滿ノモノヲ除ク）

二 軌條用繼目板

三 轉轆器、轍叉

四 鐵製橋桁（轉車臺及遷車臺用桁ヲ含ム）

五 信號機

六 電氣通票器

七 聯動機

八 軌道用配電線（長サ五〇〇米未滿ノモノヲ除ク）

九 軌道用饋電線（長サ一〇〇〇米未滿ノモノヲ除ク）

一〇 電車線（長サ一〇〇〇米未滿ノモノヲ除ク）

一一 軌道用廻轉變流機

一二 軌道用水銀整流器

一三 軌道用電動發電機

一四 軌道用變壓器（五〇KVA未満ノモノヲ除ク）

一五 車輛用電動機

一六 車輛用發動機

一七 車輛用電動空氣壓縮機

一八 車輛制御裝置用機器

一九 集電裝置用機器

二〇 自動式車輛戸閉裝置機器

二一 車輛用車輪、車軸

監査第三二六號

昭和十七年四月十一日

鐵道省監督局長

內務省國土局長

各地方長官宛

軌道所屬輸送用物資指定ニ關スル件通牒

陸運統制令ノ施行ニ伴ヒ車輛及鐵道省告示第一號指定ノ物

資ニ關シテハ同令施行規則第十九條及第二十一條ニ依リ認

法 令

可ヲ要スルコトト相成候條貴管下軌道業者ニ示達相成度

◎鐵道省令第一號

陸運統制令中軌道事業ニ關スル部分ノ施行ニ關スル件左ノ通り定ム

昭和十七年三月二十八日

鐵道大臣 八田嘉明

內務大臣 湯澤三千男

第一條 陸運統制令（以下令ト稱ス）第九條乃至第十五條

第十七條（第十九條及第二十條ノ規定ニ依リ準用スル場

合ヲ含ム）、第十八條（第十九條及第二十條ノ規定ニ依リ

準用スル場合ヲ含ム）、第二十二條、第二十三條、第二十

七條及第二十八條中軌道事業ニ關スル部分ノ施行ニ關シ

テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 陸運統制令施行規則第十五條乃至第十七條、第十

八條第一號第三號、第十九條、第二十一條乃至第二十六

條、第二十八條乃至第四十二條及第四十五條乃至第四十

八條ノ規定ハ軌道事業ニ之ヲ準用ス但シ同規則中鐵道大

臣トアルハ鐵道大臣及内務大臣トシ同規則第二十五條中  
 地方鐵道法施行規則第十一條乃至第十四條トアルハ軌道  
 法施行規則第八條及第九條並ニ軌道法施行規則第二十七  
 條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第十三條トシ同規  
 則第二十六條中地方鐵道法第十二條、第十三條及第四十  
 五條ノ免許、認可又ハ許可トアルハ軌道法第三條及第五  
 條第一項ノ特許又ハ認可トス

第三條 内務大臣ガ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合  
 ニ於テ令第二十七條第二項ノ規定ニ依リ携帯セシムベキ  
 證票ハ別記様式ニ依ル

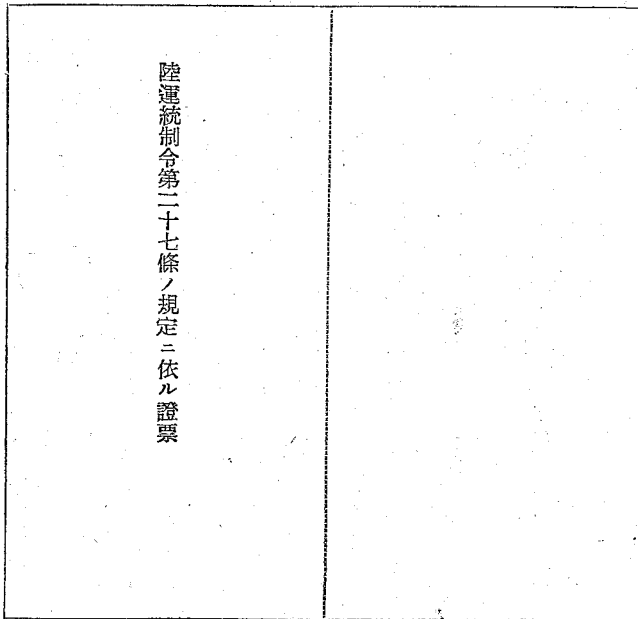
第四條 令第二十七條第一項ニ定ムル鐵道大臣及内務大臣  
 ノ職權ハ地方長官之ヲ行フコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式（用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨ  
 リニツ折トス）

（表 面）



陸運統制令第二十七條ノ規定ニ依ル證票

第 號 昭和 年 月 日交付

官

職

氏

名

内務省印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

陸運統制令第二十七條 鐵道大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ陸上運送事業者、陸上運送ノ設備ヲ有スル者、陸上ニ於ケル輸送用物資ヲ使用スル者、運送ノ申込ヲ爲ス者、旅客又ハ貨主ヨリ陸上運送ノ統制ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ店舖、事業場、事務所、倉庫、貨物置場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證書ヲ携帯セシムルシ

同令第三十九條 第九條乃至第十五條、第十七條、第十九條及第二十條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ムル第十條、第十九條及第二十條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ムル第二十二條、第二十三條、第二十七條及前條中鐵道大臣トアルハ軌道事業ニ關シテハ鐵道大臣及內務大臣トス

昭和十七年鐵道省令第一號第三條 內務大臣ハ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テ今第二十七條第二項ノ規定ニ依リ携帯セシムルキ

監票ハ別様式ニ依ル

◎土地收用公告

左の事業は土地收用法に依り土地を收用することを得るものと認定す。

起業者 事業の種類 起業地 年月日

鐵道大臣 鐵道敷設 青森縣東津輕郡後 一七、三、二

瀧村蓬田村地内

鐵道大臣 鐵道保養 滋賀縣甲賀郡宇庄 一七、三、五

村地内

神奈川縣 道路改築 神奈川縣鎌倉市扇 一七、三、一七

ヶ谷地内

山口縣 廣場擴張 山口縣下松市大字 一七、三、一七

西豐井内地

和歌山縣知事 道路改築 和歌山縣伊都郡九 一七、三、一七

度山町地内

兵庫縣知事 河川改修 兵庫縣突栗郡戸東 一七、三、三〇

村地内

◎軌道法に依る申請に對する處分

兵庫縣

阪神急行電鐵 神戸線軌道工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請、客年十月三十一日監第三、二二一號認可に係る住吉川岡本間一部線路扛上工事の内西川開渠は、ビーム管を埋設して廢止することになりし處、今回地先の要望に

より之を工事費四、二五〇圓を以て暗渠（混凝土製）に變更せんとするの件は二月十六日監第二九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

三重縣

神戸交通 車輛設計變更認可

神戸交通株式會社申請に係る從來設備なかりし車輛尾燈を、今回新に設備せんとするものにして、臺數二四臺（二、六八八圓）なるも右資材に關しては既に購入し貯藏し置きしものにして、格別支障無く、三月十八日監第四五九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

豐橋電氣軌道 赤門東田間道路擴張猶豫許可

本件は大正十二年三月二十三日特許に係り、竣工期限昭和二年三月十日迄の處、以前に六回延期しあるものにして赤門東田間道路擴張工事竣工期限は、昭和十六年十二月十六日迄なりしが本道路の擴張は、豐橋都市計畫街路事業の執行に緊密の關係を有するものにして本事業の進捗せざると亦、用地買収に意外の日數を要したる爲、滿二ヶ年間即ち昭和十八年十二月十六日迄に延期せんとするの件は已むを得ざるものと認めらるゝにより、二月十六日監第三〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

大阪府

大阪市營 梅田停留場保安設備變更認可

梅田停留場乗降場北部に在る檢車場よりの出庫電車に對し、指示する爲、電燈式二位入換信號機を新設し、之に伴ひ聯動圖表及電線接續圖を變更せんとするの件は、格別支障なきを以て三月十日監第三七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

所要機器及電線

普通線

一〇疋

電燈式二位信號機

二個

繼電聯動機

一個

退時解錠器

五個

東京府

東京橫濱電鐵 目黒線廣尾線軌道側柱變更認可

中目黒線及廣尾線中電車線支持用既設三角鐵柱曲損し、保安上建替を必要とし、所要資材の節約、街路整頓の爲中目黒線の一部電車線路を之に併行せる該社東横電鐵供給事業用配電柱に、共架し撤去鋼管柱を建替に充當せんとするものにして、格別支障無き様認めらるゝを以て、一月十日監第四、四四三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京橫濱電鐵 玉川線電氣工事方法變更認可

東京橫濱電鐵玉川線三軒茶屋讀賣遊園停留場間（互長五、九八軒）は從來架空複線式なりしが、銅消耗並に磨耗張替に對する補充銅量多大なるを以て、之が節約を計り且電車線路の構造複雑に基因する故障を減少せしむる爲、架空複線式を架空單線式に改造せんとするものにして格別支障なきを以て、一月十日監第四四四三號を以て内務、鐵道大臣より認可ありたり。

宮城縣

仙臺市營軌道 電動客車前面救助器撤去許可

大正十五年十一月八日附監第三〇七九號認可車輛三〇輛及昭和十六年七月二十八日附監第二九一三號認可車輛二輛計三十二輛電動客車は、前面並に床下の兩種救助器設備は接觸事故多く事故減少並資材節減上より前面救助器を撤去せんとするものにして、止むを得ざるものと認めらるゝにより、一月十日監第四五二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

山陽電氣鐵道 電動客車設計變更認可

軌道線所屬電動客車モキ、第三六型自三六號至第四〇號五輛の臺車と、モキ二〇〇型自第二〇八號至第二一二號五輛の臺車とを振替し電動機は、自第二〇八號至第二一二號のものを使用せんと

するものにして事情已むを得ざると認めらるゝに依り、四月八日監第四六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

岐阜縣

神岡水電軌道 線路及工事方法變更認可

神岡水電軌道鹿間起點八、二四九、八四七米所在第十號橋梁は、鐵筋コンクリート橋として架設方彙に認可申請の處、時局下鋼材節約の趣旨に基き、橋梁の鐵筋混凝土を混凝土拱橋に改め同橋附近軌道中心一部變更せんとするものにして、工法其他障支無き様認めらるゝを以て、四月八日監第八七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

藝南電氣軌道 工事方法變更認可

藝南電氣軌道所屬併用軌道本線の内未鋪裝區間を、昭和十五年四月八日監第七五八號岩穂津久茂間線路變更工事施設認可の鋪裝方法通り施行せんとす、即ち張石鋪裝増設を爲さんとするものなり。工事方法を示せば左の通り。

區間 (一) 小倉——先小倉間 (延長五四六米)

(二) 彌生——航空隊前間 (延長六二〇米)

工費 七八、二〇一圓 (一時借入金を以て充當)

北海道

札幌市電 電動客車手用制動機省略許可

現在々籍車輛中三十三輛は常用として、空機制動機非常用として電氣制動機並に豫備として、手用制動機を設備しありたる處、常時運轉に於ては、手用制動機を使用するの機會殆ど絶無なる結果、調製其の他の點に於て各部機構を常に有効なる状態に保持する事困難なるのみならず、制動機構の複雑は却て空氣制動機の効果を減殺する傾向が認めらるゝに依り、大正十四年監軌第二二八九號通牒に基き、監督官立會の下に所定の試験を行ひ何れも支障なく合格したるを以て手用制動機を廢止せんとするの件は、四月八日監第七二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神急行電鐵 住吉川附近假設物使用期限延期認可

本件は昭和十五年十月三十一日監第三、二二一號を以て認可に係る神戸線住吉川附近線路扛上工事に伴ふ、假設物の使用期限に昭和十六年七月三十一日迄の處工事遅延等の爲、昭和十六年七月三十日を以て、昭和十七年一月末日まで使用期限延期申請ありしものなるが工用資材の運搬難並に動力節減等の爲、更に右假設物使用期限を昭和十七年五月末日迄、延期せんとするものにして已むを得ざるものと認めらるゝにより、四月八日監第七二二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府



**大阪市營軌道 上本町三丁目交叉點工事方法變更認可**

大阪市營軌道申請に係る既設玉造線と、大手前上本町線との連絡線は、操車場存置の必要なく且鋼材統制上より之を撤去せんとするの件は別段支障無きを以て、四月八日監第八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**大阪府・兵庫縣**

**阪神急行電鐵 電動客車設計變更認可並に特別設計許可**

阪神急行電鐵申請に係る、標記の件は客年八月十九日附監第五六九號增加認可（昭和十四年十二月十四日監第三一〇五號認可と同一設計）の電動客車四輛を昭和十五年十二月四日監第三、四一三號認可と同一設計に變更し、荷屋根部の構造鋼製を鋸木製のものとし電氣的絕縁を一層良好ならしめ、以て集電裝置其他の接地事故を防止せんとするの件は、格別支障なきを以て四月八日監第七二四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**大阪府・京都府**

**京阪電氣鐵道 電動客車設計變更認可**

京阪電氣鐵道申請に係る標記の件は、昭和二年八月二十二日附監第二二一八號設計認可の電動客車三輛の輸送效率を向上せしむる爲、工費二三、四〇〇圓を以て横座席を縦座席に變更し且三輛連結運轉可能なる様改造せんとするの件は格別支障無きを以て

四月八日監第八〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**山梨縣**

**映西電氣鐵道**

甲府驛前起點二杆四三三四間道路擴築猶豫期限同 二杆七二六間道路擴築猶豫期限 延期認可

映西電氣鐵道申請に係る標記の件は、西部線併用軌道中甲府市壽町地内甲府驛前起點二杆四三四より同二杆七二六間延長零杆二八二の道路幅員擴築工事は、昭和十五年三月二十五日監第七一七號を以て、昭和十六年十二月十三日迄延期中の處、今回更に昭和二十二年十二月十三日迄延期せんとするの件は、現時臨戰體制下事情日むを得ざるを以て、四月八日監第八〇九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**岐阜縣**

**神岡水電軌道 線路及工事方法變更認可**

神岡水電軌道申請標記の件は、鹿間東町線及六郎淺井田線中岐阜縣吉成郡船津町大字東町字六郎地内に於て、日本發送電株式會社、三井礦山株式會社の工場新設せらるゝに伴ひ、地勢の關係上現在の軌道線路を移設するの止むなきに至りたるを以て、線路及線路變更に伴ふ、橋梁位置の變更並隧道新設せんとするの件は左記通牒を附し、四月八日監第八〇八號を以て内務、鐵道兩大臣より

り認可ありたり。

通 牒

客年十月三日附十六道第三四八號進達神岡水電株式會社軌道線及工事方法變更の件別紙の通り、指令相成候處尙營業料程移動に付ては別途之が手續を爲さしめられ度。

備 考

- (1) 工事費 鹿間東町間(延長一、三二軒) 三三、〇〇〇圓  
六郎淺井田間(〃 〇、五四一軒) 七〇、三三〇圓
- 合 計 一〇三、三三〇圓

本經費は日本發送電及三井鐵山兩社にて支辨

- (2) 軌條及枕木類は廢止線分を使用し、不足分は貯藏品を使用す。

兵 庫 縣

阪神急行電鐵 西灘停留場假設物使用期限延期並に同假設物

を本設備に變更認可

阪神急行電鐵申請に係る本件は、昭和十五年四月八日付監第六八四號を以て認可ありし、神戸線西灘停留場假設乗降場並同上家の使用期限は昭和十六年十一月十五日迄の處、資材入手困難の爲右假設物の使用期限を昭和十八年十一月十五日迄、二ヶ年間延期し、尙右假工事を其の儘本工事に變更せんとするの件は左記通牒

を附し、四月八日監第七七三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

通 牒

本年二月三日附士第六、七四一號ノ一を以て、阪神急行電鐵西灘停留場假設物使用期限延期並に、同假設物を其儘本設備に變更の件進達有之候處假設物使用期限に關しては、認可の日迄之を認め別紙の通指令相成候條右了知の上、其の旨會社に示達有之度。

